STマーク使用許諾契約違反案件に関する処分について

処分に係る企業 (ST マーク使用許諾契約者)	処分に係る事案	処分内容
オガワゴム株式会社	ラバーマスク、カツラ類等の商品 186 点について、ST検査を受	STマーク使用許諾契約の 2 年
本社:埼玉県さいたま市大宮区 堀の内町 1-86	検しないまま、約6年間(2008年6月~2014年3月)、STマークを付して販売していた。 これら商品のほとんどが、ST基準に適合していない。	間の不更新 なお、同契約を再開するときは、 安全環境委員会の了承を得るも のとする。